## 令和6年度

# 事業計画書

社会福祉法人 おあしす新川

特別養護老人ホームおあしす新川 デイサービスセンターおあしす新川 在宅介護支援センターおあしす新川 (居宅介護支援事業所おあしす新川) 入善町地域包括支援センター

## 目 次

|   | 1. | はじめに           | 1 F |
|---|----|----------------|-----|
|   | 2. | 理念             | 1 F |
|   | 3. | 職員行動指針         | 2 F |
|   | 4. | 法人運営の基本方針      | 2 F |
|   | 5. | 令和 6 年度経営方針    | 3 F |
|   | 6. | 理事会、評議員会、監査会   | 4 F |
|   | 7. | 特別養護老人ホーム事業計画  | 4 F |
|   | 8. | ショートステイ事業計画    | 5 F |
|   | 9. | デイサービスセンター事業計画 | 6 F |
| 1 | 0. | 在宅介護支援センター事業計画 | 7 F |
| 1 | 1. | 地域包括支援センター事業計画 | 8 F |

## 社会福祉法人おあしす新川 令和6年度事業計画

## 1. はじめに

介護保険制度と歩みを同じくする社会福祉法人おあしす新川は、平成12年度(2000年)に設立以降、令和6年度(2024年)には24年目を迎える。 改めて、これまで果たしてきた地域における福祉・介護の基幹的支援施設としての役割を再点検し、「利用者本位」「自立支援」に根ざしたより質の高いサービスの提供を目指す。

また、人員の確保が大きな課題となっている今日、働きやすい職場環境の整備に努め、信頼され喜ばれる福祉事業の展開によって地域社会へ貢献する。

- (1) 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営(従来型 50人、ユニット型 60人) 110人
- (2) 第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業 (入善町デイサービスセンター) の経営 35 人 老人短期入所事業の経営 20 人 老人介護支援センター (入善町在宅介護支援センター) の経営
- (3) 公益事業居宅介護支援事業地域包括支援センター事業

## 2. 理念

お・・ 思いやる真心とぬくもりの手あ・・ 明るい笑顔と温かいまなざしし・・ 人格の尊重と自立の支援す・・ 健やかに老いる人生介護

## 3. 職員行動指針

- (1) 私たちは、入所者様(利用者様)やご家族の要求を予測し、それに応えることに努めます。
- (2) 私たちは、笑顔で、礼儀正しく、公平・公正にやさしい態度で、生活の 支援をいたします。
- (3) 私たちは、施設を安全・安心で、清潔で、楽しくまた効率的に、心のこもった環境の改善に努めます。
- (4) 私たちは、職場間の垣根をこえて協力して働き、入所者様(利用者様)の生活の質の向上に努めます。
- (5) 私たちは、社会福祉法人 おあしす新川の一員として、自覚と誇りをもって、地域福祉の増進に、誠心誠意努めます。

## 4. 法人運営の基本方針

#### 法人の健全運営

おあしす新川は、経営の一層の効率化を図り、適切で安定した健全経営を確立し、新介護保険制度下でいかなる状況にあっても存続できるうに体制の強化を図る。 また、健全経営と同時に、法人として低所得者への介護サービス費の減免も実施し、地域における福祉施設としての役割を担っていく。

## 職員の資質向上

おあしす新川は、質の高いサービスを確保するため、施設内外の研修に積極的に参加し、職員の研鑽を図る。

## 利用者の権利擁護

おあしす新川は、利用者の権利と人権を守るため、成年後見制度・地域福祉権利擁護制度を活用するとともに、苦情解決機関を設置し、積極的に問題の解決に努める。 また、利用者と地域住民が要望している個別ケア、自立支援を実現することにより、利用者の権利と人権を守る質の高いサービスを提供する。

## ボランティアの参加

おあしす新川は、住民のボランティアの参加を積極的に受け入れ、地元色 豊かな事業を展開して、地域交流を醸成する。

## 事業運営の公開

おあしす新川は、その運営する事業の内容を積極的に地域に公開し、経営 と運営の透明性を確立する。

## 5. 令和6年度経営方針

- (1)組織体制の見直し
  - ① ガバナンス強化 法令順守、法定による会議の開催
  - ② 危機管理の共有 事業継続計画 (BCP) の周知
  - ③ 組織活性化 人事異動、人事評価
- (2)経営体質の強化
  - ① 見える化の推進 経営指標等の共有、当事者意識
  - ② 経営安定化 稼働率等収入の確保、中長期計画に基づく経営
- (3) 魅力ある職場・喜んで働ける職場づくり
  - ① 人材の確保 処遇の改善
  - ② 人材の育成 研修体系の構築、資格取得支援、キャリアプランの推進
  - ③ 職場環境向上 人間力を高め働きがいのある職場づくり
- (4) お客様満足度の向上
  - ① サービスの向上 <u>科学的介護</u>情報システム (LIFE) を活用した質の高い介 護の推進 ※<u>科学的介護</u>とは、データーを分析し、課題を見える化す ることで自立支援、重度化防止につながる質の高い介護を目指すもの
  - ② 看取り介護の推進 多職種でチーム連携による最期まで心を込めた対応
  - ③ 情報の発信 おあしすだよりの発行
- (5) 地域ニーズへ応えられる施設づくり
  - ① 行政との連携 福祉避難所、介護教室への協力
  - ② 公益事業 地域包括支援、居宅介護支援
  - ③ 地域貢献 ボランティアの参加、社会福祉法人会による事業
- (6) 中長期を見据えた施設等の長寿命化
  - ① 施設・設備 新: 介護テクノロジーの導入

## 6. 理事会、評議員会、監査会等の開催計画

| (1) | 理事会  | 6月、12月、3月 | 3 回 |
|-----|------|-----------|-----|
| (2) | 評議員会 | 6月        | 1 回 |
| (3) | 監査会  | 5月、11月    | 2 回 |

## 7. 特別養護老人ホーム事業計画

介護保険制度の要介護3~5の認定を受け、家庭での介護が困難な方 に対し、入浴、排泄、食事などの日常生活の介助や機能訓練、健康管理 のケアサービスを提供する。また、施設で最期を希望される方には、看取 り介護サービスも提供する。

## (1) 事業内容

指定介護老人施設 従来型

50 人

・指定介護老人施設 ユニット型

60 人

- ◎ 従来型では、個室のほか2~4人の多床室もあり、1フロア10~20人で自立し た生活ができるよう支援する。
- ◎ ユニット型では、完全個室でプライバシーをしっかり確保して生活することが できる。10人をひとつのグループとし、一人ひとりの個性や生活リズムに沿っ た自分らしい生活ができるよう支援する。

## (2) 運営方針

- ① 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、高 度な介護技術をもって処遇するとともに、提供したサービスの質の管理、評価 を行い、一層のサービスの向上を図る。
- ② 「身体拘束」を施設から排除することにより、人間としての尊厳を失うことな く、拘束による身体能力も低下させることのない生活支援を継続する。
- ③ 「入居者がその人らしい最期を迎えられるように、希望される方に対して看取 り介護を行う。また、職員に対する継続的な研修を行い、看取り介護の質の向 上を図る。
- ④ 介護福祉士やヘルパー養成の実習受け入れ、また、ボランティア活動の積極的 な受け入れを実践し、広く施設を開放するとともに、地域諸団体との連携を密 にして、これまで培ってきた介護力の向上に関する情報を地域へ発信していく よう努める。
- ⑤ サービス利用者からの苦情を福祉サービスの質の向上につなげ、サービス利用 者が適切にサービスを利用できるように、外部の苦情解決第三者委員を含め法 入全体で苦情解決を図る。

## (3) 令和6年度重点目標

- ①安定した稼働率を維持する
  - ・目標稼働率 98%達成のため、空床日数の短縮、入院者を減らす取組みを 継続する。
- ②安全で安心なサービスを提供する
  - ・感染対策に務め、入居者の健康・生活を守る。
  - ・虐待防止に留意し、認知症ケア、接遇(言葉遣い)など質の高いケアを目指 し取り組む。
  - ・看取り介護を継続する。
- ③充実した生活環境の提供と業務効率化・業務負担の軽減を図る
  - ・科学的介護情報システム(LIFE)を活用し、多職種連携や情報の活用をより 強化する。
  - ・新:介護テクノロジー導入委員会を通し取組みを推進する。

## 8. ショートスティ事業計画

特別養護老人ホームとの一体経営という利点を活かし、それに準じた介護サービスを展開することで、介護の必要な状態になったとしても可能な限り在宅生活が継続できるよう自立支援介護を提供するとともに、ご家族の介護負担の軽減を図る。

## (1) 事業内容

- ・指定短期入所生活介護事業 (要介護)
- · 指定介護予防短期入所生活介護事業 (要支援)

あわせて利用定員 20 人/日

#### (2) 運営方針

- ① 利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を 営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の 世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者 の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。
- ② 地域や家族との結びつきを重視しながら、関係する行政機関・介護保険サービス提供者等と連携を図る。
- ③ サービス利用者からの苦情を福祉サービスの質の向上につなげ、サービス利用者が適切にサービスを利用できるように、外部の苦情解決第三者委員を含め法人全体で苦情解決を図る。

## (3) 令和6年度重点目標

- ① 安全、安心な日常生活支援と個々のニーズに応じた柔軟な短期入所生活介 護サービスを提供する
  - ・利用者個々のニーズに寄り添うと共に、認知症ケアの理解を深め質の高い サービスを提供する。
  - ・利用者の生活の質の向上、自立した日常生活が継続できるよう支援する。
  - ・利用者・家族・他関係者間の信頼関係を構築・継続する。
  - ・感染症対策を徹底し、安心して過ごせる生活環境を提供する。

## ② 地域の状況・ニーズに応える

- ・安定した受け入れに努める。
- ・公平で偏りのない受け入れを心掛ける。
- ・緊急性、利用優先度の高いケースには迅速かつ適切な対応を行う。

## 9. デイサービスセンター事業計画

在宅の介護の必要な方を車で送迎し、入浴、給食、動作訓練などの各種サービスを行い、自立生活への援助や心身機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。

## (1) 事業内容

利用定員 35人

利用対象者

- ・介護認定された被保険者(65歳以上)
- ・総合事業の事業対象者と認定された 65 歳以上の高齢者
- ・介護保険の対象とならない障害者 (入善町生きがい活動通所事業所)

#### (2) 運営方針

- ① 家族(介護者)への支援
  - ・主介護者との連携を密に図り、在宅における介護負担の軽減へ向けての支援に努める。
  - ・専門性を生かした介護技術等の助言を行う。
  - ・利用者の身体、健康の変化に気付き、医療、ケアマネージャーとの連携を 図りながら支援に努める。
- ② 健全経営の取り組み
  - ・利用者のニーズを大切にしながら、継続的確保を図る。
  - ・ケアマネージャーに空き情報を随時提供し、新規利用者の獲得に努め、

曜日季節によって利用者数にばらつきが出ないようサービス提供の最大化 に努める。

- ③ 介護職員の負担の軽減
  - ・介護記録の電子化の推進 端末機器、通信環境の改善を整え、介護記録などの業務の効率化、情報の 共有化を図る。

## (3) 令和6年度重点目標

- ① 稼働率の維持・向上に努める
  - ・27人/日以上を目標に、安定した受け入れに努める。
- ② 安全・安心なサービスに努める
  - ・感染対策の基、利用者・職員の体調などに留意し、安定かつ安全にサービスを継続する。
  - ・利用者個々のニーズに寄り添うと共に、認知症ケアの理解を深め質の高い サービスを提供する。
  - ・レクリエーション活動 (踊り・歌などのリラクゼーション) を通して、利用者の機能低下予防に務める。
- ③ 地域・利用者のニーズに応える
  - ・公平で偏りのない受け入れを心掛ける。
  - ・緊急性、個人や家族のニーズの高いケースには迅速な対応を行う。

## 10. 在宅介護支援センター (居宅介護支援事業所) 事業計画

在宅のお年寄りやその家族の方を対象に、介護など生活全般に関する 悩みごとや相談に応じる。また、必要な保健、福祉サービスの利用や手 続きの支援を行う。

## (1) 事業内容

① 居宅介護支援業務

要介護1~5の認定を受けた要介護者に対して、自宅で自立した生活を送る ための居宅サービス計画書を作成し、サービス事業所との連絡・調整を行う。

② 介護予防給付及び新たな総合事業

入善町地域包括支援センターからの委託を受けて介護保険における要支援者 他の介護予防サービス計画の作成と介護予防サービス提供の為の連絡・調整 を行う。

③ シルバーハウジングの管理

シルバーハウジング (高齢者専用住宅・60歳以上対象) の管理・援助業務。 (入善町より受託)

入居者に対する生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援する。

## (2) 運営方針

- ① 利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように配慮して援助に努める。
- ② 利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、 公正中立な立場で、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者 から総合的かつ効率的に提供されるよう努める。
- ③ 市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設など との連携に努める。

## (3) 令和6年度重点目標

- ① 利用者や家族の意向を尊重し、十分な説明と傾聴を心掛け信頼関係の構築に努める。
- ② 医療との連携、インフォーマルサービス等との連携を強めていく。

※民生委員、ボランティア、介護保険外サービスなど

③ 新:介護保険制度改正に伴い、法令順守に則った対応をする。

## 11. 地域包括支援センター事業計画

「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること(介護保険法第 115 条の 46)」を基本目的とし、地域で暮らす高齢者等が、住み慣れた地域で尊厳ある生活をし続けていけるよう社会福祉士、保健師・看護師、主任介護支援専門員などの専門職が、高齢者やその家族・ケアマネージャーからの介護、福祉、保健に関するご相談に応じる。

## (1) 事業内容

- ① 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 事業対象者、要支援1、要支援2に認定された者の予防給付及び介護予防・ 日常生活支援総合事業に関するケアマネジメントを行う。
- ② 総合相談·支援業務
  - ア 初期段階での総合相談

利用対象者本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた 様々な相談に応ずる。その際、適切な情報提供を行うことによって相談 者自身により問題解決が可能な場合には、相談内容に即したサービス又 は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。

## イ 継続的・専門的な相談支援

初期段階の相談対応で専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要な場合には、個別の支援計画を策定し、保健・福祉・医療サービスをはじめとする適切なサービスにつなぐとともに、当事者や当該関係機関から定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

## ③ 実態把握

総合相談業務を適切に行うために、様々な地域における社会資源との連携、 高齢者への戸別訪問、家族や民生委員、近隣住民からの情報収集により、担当 地域の高齢者の実態把握を行う。

また、80歳以上の健康状態不明者訪問を保健センターと連携しながら実施する。

## ④ 普及啓発

各種の保健福祉サービス及び介護保険サービスの存在や利用方法等に関する 情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行う。

⑤ 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を早期に発見し、高齢者に関する問題発生をできるだけ未然に防ぐことができるよう、管轄地域における様々な社会資源、関係機関とのネットワークを構築する。民生委員(相談協力員)、社会福祉協議会とも連絡会等で情報交換を行い、連携を図る。

## ⑥ 権利擁護事業

ア 成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用

権利擁護の観点から支援が必要とされる場合には、その高齢者の判断能力や生活状況等を把握し、必要に応じて、成年後見制度につなげるための支援を行う。

#### イ 老人福祉施設等への措置

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設へ措置入所させることが必要な場合は、町へ当該高齢者の措置入所の実施を求めるとともに、措置入所後も成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援する。

#### ウ 虐待事例への対応

関係機関からの通報など、虐待等が疑われる事例を把握した場合は、速 やかに当該高齢者を訪問するなどして状況を確認し、その状況に即した 適切な対応をとる。

#### エ 困難事例への対応

要援護高齢者やその家族に重層的に問題が存在している場合や、要援護 高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を発見した場合には 、他の職種と連携し、対応を検討する。

## ⑦ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 日常的個別支援

地域の介護支援専門員に対し、相談窓口としてケアプランの作成やサービス担当者会議の開催などを支援するとともに、必要に応じて事例検討会や研修の実施、制度や施策に関する情報提供を行う。

イ 支援困難事例への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係者、関係機 関との連携の下で、具体的に支援方針を検討し、指導・助言を行う。

ウ 多職種連携体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため に、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援 専門員と関係機関の連携を支援する。

## ⑧ 認知症総合支援事業

- ア 認知症初期集中支援センターを設置し、認知症初期の方を対象に集中的な 支援を実施する。
- イ 認知症予防教室を企画し、開催する。
- ウ 認知症地域推進員活動として認知症サポーター養成講座や出前講座等を実施し地域住民への認知症予防、認知症への正しい理解を深めることに尽力する。

## (2) 運営方針

- ① 法令を遵守し基準に則した運営を行う。
- ② 法人内の他部署との連携、協力体制を図る。
- ③ 認知症に対する住民への理解向上と予防・早期発見に向けた取り組みを啓発していく。
- ④ 地域包括ケアの実現に向け地域内のネットワークづくりの構築、介護医療連携 の中核的役割を果たす。

#### (3) 令和6年度重点目標

- ① 新:包括的・継続的なケアマネジメントを実践するため、圏域で活動する介護支援専門員の相談に応じスキルアップや後方支援等を検討・実践していく。
- ② 地域課題・ニーズの把握に努め対応についての具体策についても提言していく
- ③ 新:法人の災害時,感染症時の業務継続計画に基づき、体制を整える。